

【翻刻】元治二年（一八六五）

人別送り状―きせる職人として出稼ぎ―

〔資料館所蔵 大曾根村文書三九 常設展示資料〕

人別送り免許状之事

百姓彦太郎三男

一生国武州埼玉郡大曾根村

重次郎

真言宗同州同郡円照寺

当丑廿五才

重次郎妻

一生国同州同郡同村

くり

宗旨寺院同断

当丑廿三才

右之もの今般其御支配靈岸島銀町

三丁目家主虎次郎店借請、煙管拵職出稼

仕度旨申出候二付、右式人当村人別相除申候間、

向後は御支配人別江御記帳被下度此段

申送り候、以上

森川肥後守知行所

右大曾根村

元治式丑年三月

名主 佐五右衛門印

靈岸島銀町三丁目

七番組

名主 七兵衛殿

前書之通相違無之もの也

森川肥後守内

中村宗右衛門印